

然るに、月々の働きの空になつてしまふ例が澤山ある。是の爲めに、日頃の働きの或ひは更に、納付具合等々、總計三十一個條からなる減点制を設け、之が百点に當達すると左の如き本規約に適用されるに至る。

一、入社一ヶ月以内ニ入社セル者ハ、入社ノ際各自百点ヲ受クルモノトス。或ハ一時ニ得点全部ヲ失ヒタル者ハ自然退社トナルモノトス。之會社ガ解備スルモノニ非ズ自己ノ不注意ト努メテ力ノ足ラザルモノナリト心得ベシ。

二、現在日本に於ては十五名以上ノ労働者を使用する會社は工場法を實行せねばならない。更に既に知らるる如く工場法は、幾分でも我々労働者を其の規定に依つて守るものである。然るに實に會社は全然之を實行して居らない。そして我々が如何に「公傷を受け病氣となつても」一向に受附けない總て我々の負擔である。或る時は親切の爲めに料金を支拂れない場合がある。更に諸君の想像せらるる様に、或る時は不親切の客の爲めに料金を支拂れない場合がある。かゝる場合の於ても會社之を絶対的に我々をして負擔せしむる。

遇してゐるかが御わかりと思ふ。

### 苦しい私達の今日

從つて、労働状態の下に我々は現在働いてゐる。今日日本の經濟界は不景氣のどん底にある。この基本料金を擧げることには存してゐる。然るに現在此の基本料金は擧げない、斯くて我々の収入は毎日十六時間働いて、四拾圓か五拾圓である、どうして食つて行くことができよう、之れ我々が高策つきて左の要求を提出するに至つたのである。

### 七月四日提出條件内容

- 一、基本料金制度の徹廢
- 一、得点制度の徹廢

### 給與方法

- 一、日給貳圓 收入歩合 全收入の壹割支給
- 一、労働時間 十日間
- 一、公傷手当 日給額の倍額支給の事
- 一、病欠手当 日給額の倍額支給の事
- 一、解雇手当 (イ)會社の都合に依り解雇する場合は六ヶ月前に通告すること (ロ)若しくは日給百八十分支給の事
- 一、注文に依る得意先の不拂は會社負擔の事
- 一、事故の事件 事件の性質如何を問はず最低23の金額を會社負擔の事
- 一、此の件に就て絶対に犠牲者を出さざる事

### 實用自動車従業員一同

我々が要求を提出したことは全く食へないと云ふ現實問題である。我々が要求したことは、之れ以上は會社のかゝる専横に堪へ得ないからである。(今まではもう少し経たら何とかなるかと無理をしてくる専横に堪へ得ないからである。)

右に對し、會社は左の如き言を以て答へ、實に馬耳東風たる振舞である。

一、諸君は會社(實用を指す)ばかりが働き場所ではあるまい、會社に對して不満があつたら止めたらいい。

一、諸君の生活難は未だ、眞の生活難ではない、大學出を見よ、僅か五六拾圓位いだ。

一、私達と大學出のボツチャン達と一所にしてゐる。

一、此の暴言は枝で然も平常は何と云ふ「會社は諸君の親である、諸君は子供だ親を助けよ、然らば枝である小供は榮えてゐると云ふことが判明するではないか。

一、會社は一切偽謀政策を以つて事業してゐると云ふことが判明するではないか。

一、親愛なる諸君、私達に同情せられん事を、而して我等をして有利に解決せしめられん事を、我等はこの問題の爲めに、死力を盡くして戦ふであらう。

一、乗客諸君よ、實用自動車會社の社會に對する此の不正と不義を顧みず、同情せられよ。

一、此處に不遜を顧みず、物質的に御後援あらんことを。

大正十四年七月七日

### 實用自動車會社従業員一同

### 日本勞動 自動車勞動組合

### 總同盟 實用自動車爭議團本部(芝區三田四國町二)

電話高輪三三九〇